

# 農業経営基盤強化準備金/農用地等を取得した場合の課税の特例

対象税目：所得税、法人税（国税）

## ① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 我が国における農地は、現在の人口1.2億人分の国内需要を賄うための必要な面積の1/3程度しかなく、農業者の減少・高齢化が著しく進展する中で適切に利用されなくなることが懸念されるが、食料の安定的な供給や食料自給力の確保を図る上で農業生産の基盤となるため維持していくことが重要である。
- こうした観点から、効率的かつ安定的な農業経営である担い手（離農する経営の農地の受皿となる経営体等）による適正な農地の保全・管理を図ることとして、令和7年4月11日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）において、担い手への農地集積率を2030年度に7割とすることが目標とされたところである。
- 本特例措置は、地域の話合いにおいて農地の受皿となる経営体である認定農業者等を対象に、計画的な農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等の取組を促進し、土地生産性及び労働生産性を向上させるため、経営所得安定対策等の交付金を経営基盤の強化（農用地、農業用機械等の取得）に活用されるよう誘導し農業経営の収益力を高めることにより、農業の持続的発展を図るものであり、基本計画に基づく取組を円滑に推進する上で不可欠な施策となっており、本特例を一体的に措置することにより、担い手への農地の集積・集約化を加速化するものであり、政策体系上は、「我が国の食料供給（国内の食料供給及び食料自給力の確保）」の政策分野における関連税制として位置付けられている。

## 当該措置の政策体系における位置づけ

- 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
- 《中目標》 我が国の食料供給
- 《政策分野》 国内の食料供給/食料自給力の確保

## ② 現行制度の概要

根拠条文：所得税：租税特別措置法第24条の2、第24条の3  
法人税：租税特別措置法第61条の2、第61条の3  
創設年度：平成19年度  
適用期限：令和9年3月31日  
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有・無】【事後：有<sup>○</sup>無<sup>○</sup>】

- 青色申告を行う認定農業者等が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従って、農業経営基盤強化に要する費用に充てるため一定の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費（損金）に算入することができる。
- 農業経営基盤強化準備金を積み立てている認定農業者等が、農業経営改善計画の定めるところにより、当該準備金を取り崩して農用地又は農業用機械等の取得等をし、農業の用に供した場合には、当該農用地等につき、一定の金額の範囲内で必要経費に算入又は圧縮記帳をすることができる。

※所得税率：12%、法人税率：15%

## 減収額

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
農業経営基盤強化準備金（億円）	68	78	76	88	86	100	121
農用地等を取得した場合の課税の特例（億円）	63	63	60	61	62	66	72

（出所）農業経営基盤強化準備金適用状況調査（農林水産省、各年度実施）

③ アクティビティ

○ 本特例措置は、認定農業者等を対象に、計画的な農業経営の規模拡大等の取組を促進し、土地生産性等を向上させるため、経営所得安定対策等の交付金を経営基盤の強化（農用地・農業用機械等の取得）に活用されるよう誘導し、担い手への農地の集積・集約化を加速化させるものである。

④ アウトプット

年度		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
④ アウトプット	農業経営基盤強化準備金	件数	8,155	7,722	8,150	7,815	8,044	9,427
		適用額（億円）	579	556	658	627	743	886
	農用地等を取得した場合の課税の特例	件数	6,820	6,442	6,319	6,264	6,246	6,474
		適用額（億円）	474	450	453	465	489	532

（出所）農業経営基盤強化準備金適用状況調査（農林水産省、各年度実施）

## ○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路

○ 効果発現経路は、「農業経営基盤強化準備金制度の活用（農用地・農業用機械等の取得のための貯蓄）」（アウトプット）→「貯蓄額の必要経費（損金）算入」→「課税対象所得の減少（納付税額の減少）」（短期アウトカム）  
 ○ 具体的には、令和6年度では、9,427人が886億円を積み立てた（アウトプット）結果、121億円の減税による投資意欲（増額）効果（短期アウトカム）として施策効果が発現した。

⑤ 短期アウトカム

○ 減税による「投資意欲（増額）」  
 目標値：対象期間要望時の減税見込み額（96億円）  
 指標：投資意欲（増額）（R6年度121億円）  
 対象期間：令和6年度

短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路

○ 効果発現経路は、短期アウトカム（減税）の結果生じる「投資意欲の向上」→「農用地・農業用機械等の取得のための投資の実施」（中期アウトカム）  
 ○ 具体的には、令和6年度では、農用地で169億円、農業用機械等で427億円で、合計596億円の投資（中期アウトカム）として施策効果が発現した。

⑥ 中期アウトカム

○ 投資意欲向上の結果生じる「農用地等の取得」  
 指標：農用地等の取得実績（R6年度 農用地8,158ha、農業用機械等9,675台）  
 目標値：対象期間要望時の取得計画に対する取得実績の達成率（100%）  
 対象期間：令和6年度

中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路

○ 効果発現経路は、「農用地等の取得のために投資された取得額」→「農業経営の効率化による投資余力の拡大」→「農用地・農業機械等の取得のための再投資の実施」→「農業経営規模の拡大による農地集積及び生産性の向上」（長期アウトカム）  
 ○ 具体的には、令和7年度に実施したEBPMの効果検証により、準備金制度活用者は、同程度の担い手層と比較して、トレンドの影響等、準備金以外の要素を除いても、10年間で+3.37haの規模拡大効果及び約10%の生産性向上（長期アウトカム）として施策効果が発現した。

⑦ 長期アウトカム

○ 農業経営規模の拡大による農地集積  
 目標値：令和12年度までに70%  
 指標：担い手への農地集積率  
 対象期間：令和7年～令和12年

分析に利用するデータ（長期アウトカム）

選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）

農業経営改善計画認定申請書

準備金制度適用の要件である、認定農業者等全体の実態が把握できるため。（約22万経営体）

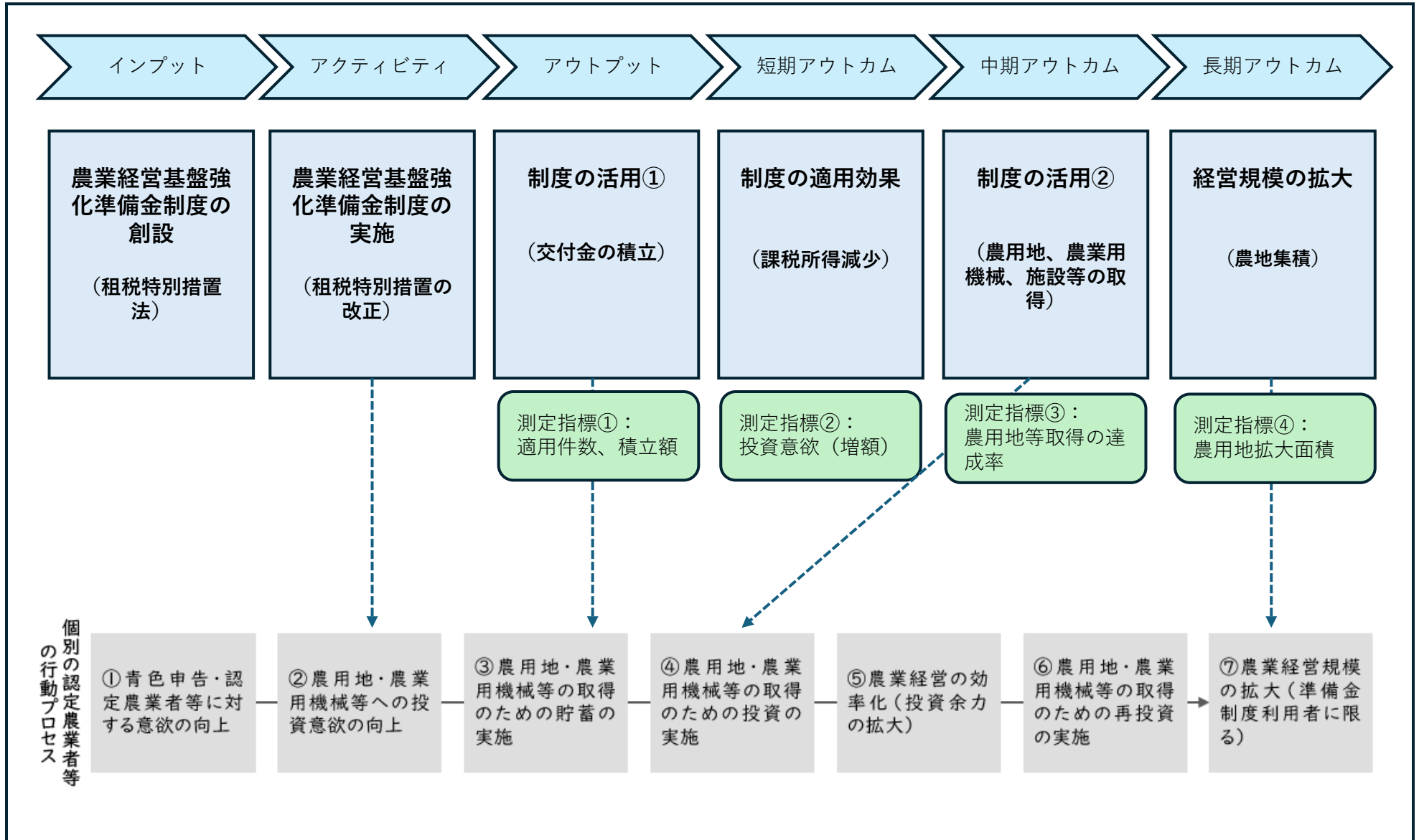
農林業センサス（農林水産省）

日本の農業者数や就業構造等全体を把握できるため。（約100万経営体）

●分析手法：PSM（プロペンシティスコアマッチング）と差の差分析の組み合わせによる

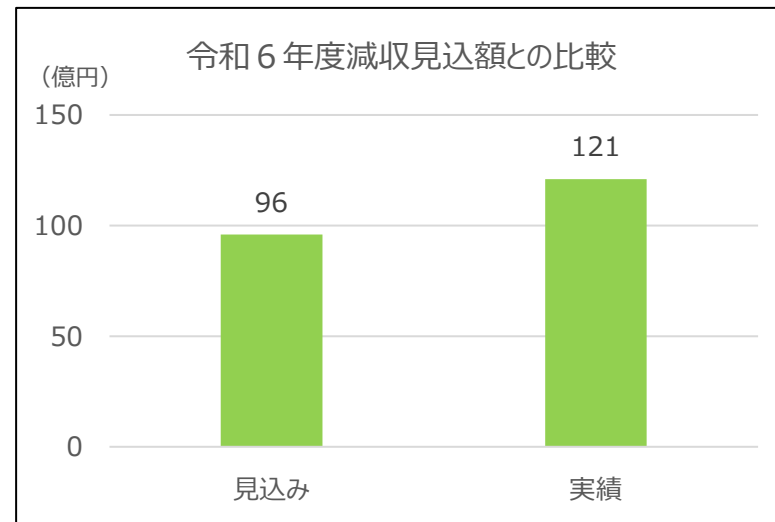
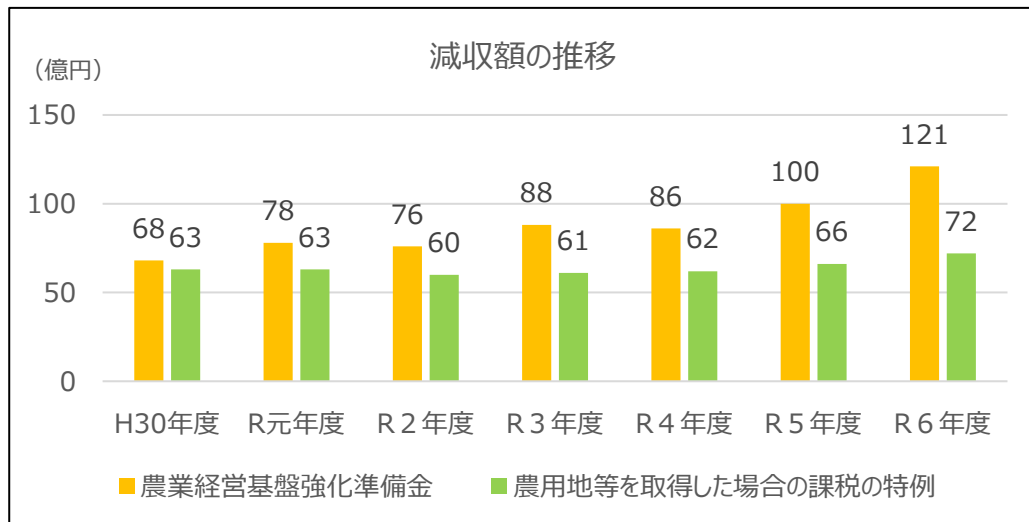
選定理由：準備金制度利用者だけをを用いた前後比較ではなく、統計的手法を用いて比較対象を設定し、準備金以外の要因の影響を取り除いた政策効果を把握するため。

# 農業経営基盤強化準備金のロジックモデル

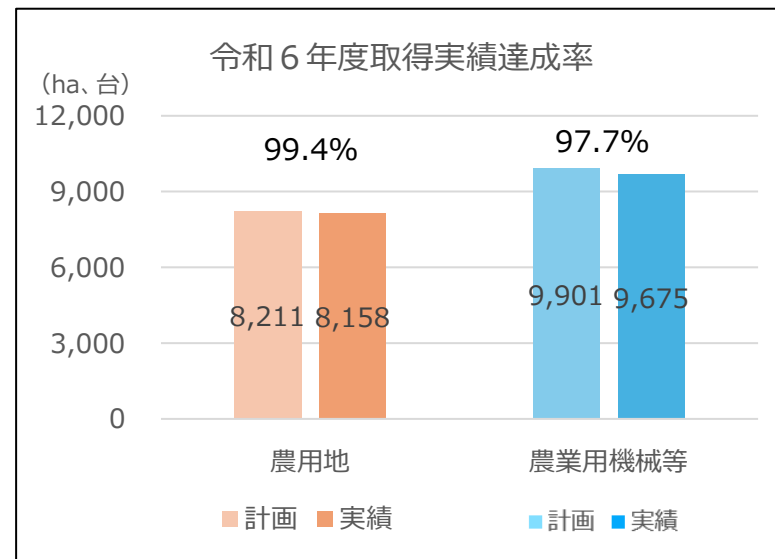
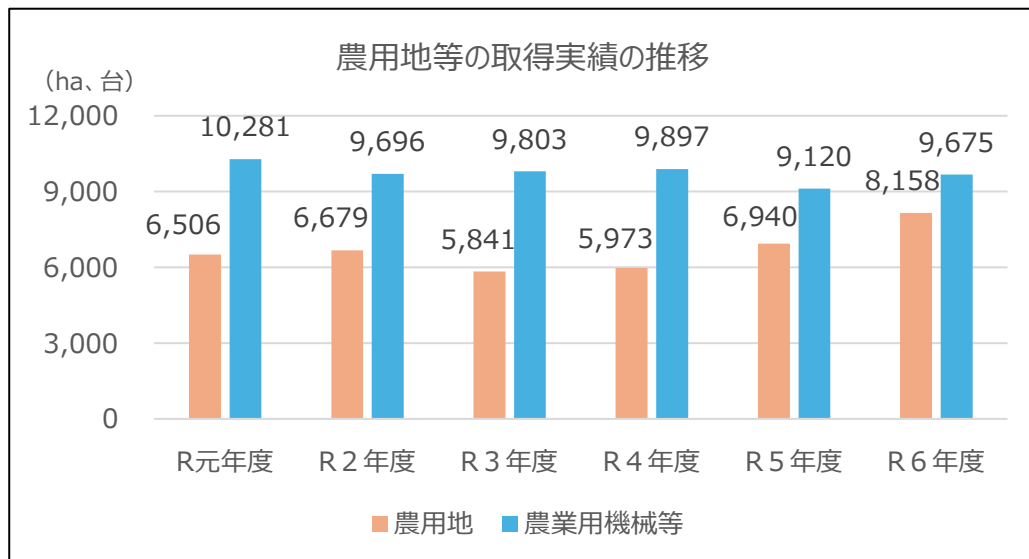


# 農業経営基盤強化準備金におけるの短期・中期アウトカムの達成状況

## <短期アウトカム>



## <中期アウトカム>



# 農業経営基盤強化準備金における長期アウトカムの達成状況

## 【担い手への農地利用集積の状況】



資料：農林水産省経営局農地政策課調べ

# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和6年度の適用状況を見ると、準備金の積立は9,427件の経営体が活用し、886億円の対象交付金が積み立てられた。</li> <li>○ これにより、減税額は121億円となり、令和6年度の減税見込額（96億円）を約3割（126%）上回っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和6年度の適用状況を見ると、準備金制度を活用した農用地の取得状況は、①農用地（8,158ha）、②農業用機械等（9,675台）となっており、要望時の取得計画（農用地8,211ha、農業用機械9,901台）に対して、それぞれ達成率は99.4%、97.7%と高い達成率となった。</li> <li>○ 上記のように、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する措置として有効に活用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最終的な効果である担い手への農地集積率については、令和6年度実績が61.5%であり、未達成。</li> </ul>
② 達成できていない場合の要因	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記のように、要望時の取得計画に対し、100%の達成状況とはなっていないが、農用地については、準備金の積立額が取得額を満たしていたとしても、計画の農用地が取得可能になるとは限らない状況の中で、9割以上の達成率となっており、農業用機械についても、ほぼ計画通りの取得実績となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担い手に対する農地集積率については、準備金制度だけで達成できるものではなく、今後も農業経営基盤強化促進法に基づく取組を強力に推進するとともに、税制措置や予算措置等あらゆる手段を活用し地域計画に沿った担い手への農地の集積・集約化を加速する必要がある。</li> </ul>
③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回、EBPMの手法により準備金制度の政策効果を検証したところ、10年間で、準備金制度を活用した認定農業者には、活用していない認定農業者に比べ、約3haの農業経営面積の拡大効果、約10%の土地生産性向上（経営耕地面積当たりの売上高）の「真水の政策効果」が見られた。また、農地規模や借入面積比率によらず、準備金利用者全体に対して効果が見られるなど政策手段として有効に機能していることが判明した。</li> </ul>		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業用固定資産への投資を促進する措置としては、他に補助金事業の実施や、融資制度等も措置されているが、補助事業は補助目的に合致する場合に補助を行う政策目的を有するものであり、本制度のように、個々の認定農業者自らの経営判断による投資を直接に支援するものではない。本措置は経営所得安定対策等の交付金を活用した投資を促進する措置であり、高い投資実績を見ても政策手段として相当である。</li> </ul>		
⑤ 見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本特例措置は認定農業者等の担い手が対象交付金を農業用固定資産への投資に充てる行動変容を起こさせるための措置として有効に機能していると評価しており、水田政策の見直しにも対応しつつ、引き続き本特例措置を講じていく必要がある。</li> </ul>		

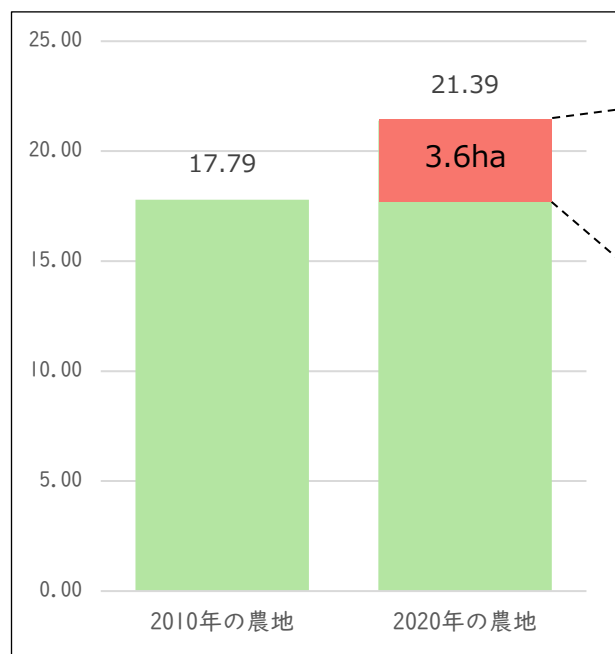
主担当部局 : 経営局経営政策課

共管担当部局 : 経営局就農・女性課、農産局穀物課経営安定対策室、農産局企画課水田農業対策室、畜産局飼料課

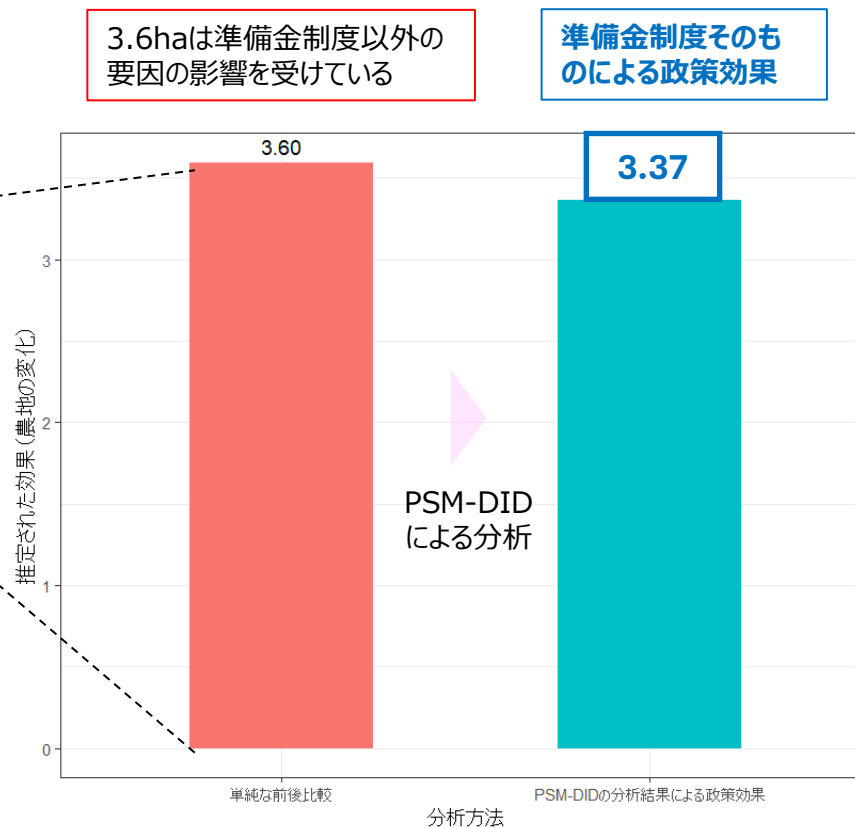
# (参考) 農業経営基盤強化準備金の政策効果分析結果

- 準備金制度による農業用固定資産への投資の場合、同制度によらない投資の場合に比し、農地拡大面積が3.37ha大きい。
- なお、当該数値（3.37ha）はPSM-DID（比較対象を設定した統計的手法分析）※による結果であり、他の要因（補助金、融資等）による影響を取り除いた準備金制度そのものによる政策効果である。

## ＜政策効果分析結果＞



当該期間における  
農地拡大面積



(出所) 「令和7年度エビデンスを創出するための調査委託事業のうち効果分析の実施報告書」令和8年3月（農林水産省）

※ PSM-DIDとは、政策の有無やアウトカムに影響を与えうる様々な変数を用いてスコア（PSM）を計算し、介入群（準備金制度活用者）とよく似た対照群（非活用者）をマッチさせたデータを用いて、介入群・対照群をそれぞれの前後差の差を取ることで政策効果を見ることができる手法。